

第 87 号議案

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令による地方公務員災害補償法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、年金たる補償、損害補償及び休業補償と他の法律による給付との調整に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則第5条の見出し中「法令」を「法律」に改め、同条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金た	0.89

	る給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金，準母子年金，遺児年金又は寡婦年金	0.90

付則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

(芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 芦屋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 （第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2 傷病補償年金 （第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 （第1級又は 第2級の傷病 等級に該当す る障害に係る 傷病補償年金 にあつては、 0.81）
3 障害補償年金 （第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金 （第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 （第1級又は 第2級の障害 等級に該当す る障害に係る 障害補償年金 にあつては、 0.81）
5 遺族補償年金 （第18条の2	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による	0.80

に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

付則第5条第2項中「，当該損害補償」を「，当該年金たる損害補償」に，「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め，同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金，平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金，平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては，0.90）
	2 障害基礎年金等（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を	0.92 （第1級の傷病等級に該当

	除く。)	する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.91)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、 0.88)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、 0.91)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。))が支給される場合を除く。))又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。))又は国民年金法による寡婦年金	0.92

付則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が二である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次

のように改める。

1 傷病補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に 規定する年金たる保険給付のうち障害年金 (以下この表及び第6項の表において「旧 船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に 規定する年金たる保険給付のうち障害年金 (以下この表及び第6項の表において「旧 厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に 規定する年金たる給付のうち障害年金(以 下この表及び第6項の表において「旧国民 年金法による障害年金」という。)	0.89
2 傷病補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等 級に該当する障害 に係る傷病補償年 金にあつては、 0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等 級に該当する障害 に係る傷病補償年 金にあつては、 0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2 級の傷病等級に該 当する障害に係る 傷病補償年金にあつ ては、0.92)
3 障害補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものを除く。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等 級に該当する障害 に係る障害補償年 金にあつては0. 81, 第2級の障 害等級に該当する 障害に係る障害補 償年金にあつては

		0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81, 第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては, 0.92)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.93

付則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当

該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

付則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の市議会議員等の公務災害補償条例」という。）付則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の

一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の

国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の市議会議員等の公務災害補償条例付則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 第2条の規定による改正後の芦屋市消防団員等公務災害補償条例(以下「改正後の消防団員等公務災害補償条例」という。)付則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 5 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第1条の規定による改正前の芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の市議会議員等の公務災害補償条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。
- 6 第2条の規定による改正前の芦屋市消防団員等公務災害補償条例(以下「改正前の消防団員等公務災害補償条例」という。)付則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正後の消防団員等公務災害補償条例の適用を受ける者に支給された改正前の消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、改正後の消防団員等公務災害補償条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令による地方公務員災害補償法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、年金たる補償、損害補償及び休業補償と他の法律による給付との調整に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 他の法律による給付との調整（付則第5条）

被用者年金制度の一元化に伴い、共済年金制度が厚生年金保険制度に統一された後に新規裁定される国家公務員共済制度又は地方公務員共済制度の創設以前に在職期間を有する者に対して支給される障害共済年金又は遺族共済年金については、厚生年金と同様に、年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金）及び休業補償と同一の事由により支給される他の法律による障害厚生年金、遺族厚生年金等との併給調整を行うこととする。

イ その他規定の整理

(2) 芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正（第2条関係）

ア 他の法律による給付との調整（付則第5条）

(ア) (1)アと同様の併給調整を行うこととする。

(イ) 特殊公務に従事する非常勤消防団員について、公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を支給する場合の加算額が併給調整の対象とならないよう、当該加算額を考慮した新たな調整率を用いることとする。

イ その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し，平成27年10月1日から適用する。
- (2) 改正後の市議会議員等の公務災害補償条例又は改正後の消防団員等公務災害補償条例の規定は，平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給事由の生じた年金たる補償，損害補償及び休業補償並びに同日前に支給事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償及び損害補償について適用し，同日前に支給事由の生じた同日前の期間に係る年金たる補償，損害補償及び同日前に支給事由の生じた休業補償については，なお従前の例による。
- (3) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という。）による改正前の国家公務員共済組合法による職域加算額又は一元化法による改正前の地方公務員等共済組合法による職域加算額の受給権者が同一の支給事由により一元化法による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金，国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは，当分の間，2(1)アの併給調整は，行わないこととする。
- (4) 適用日から施行日の前日までの間に，改正前の市議会議員等の公務災害補償条例又は改正前の消防団員等公務災害補償条例の規定により支給された年金たる補償，損害補償及び休業補償は，改正後の市議会議員等の公務災害補償条例又は消防団員等公務災害補償条例による年金たる補償，損害補償及び休業補償の内払とみなす。

参 照 2

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律抜粋

附 則

(用語の定義)

第4条 この条から附則第80条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 改正前国共済法 第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。
- (4) 改正前国共済施行法 附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）をいう。
- (5) 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下附則第49条までにおいて「昭和60年国共済改正法」という。）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
- (6) 改正前地共済法 第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- (7) 改正前地共済施行法 附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）をいう。
- (8) 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下附則第75条までにおいて「昭和60年地共済改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- (9) 改正前私学共済法 第4条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。
- (10) 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号。附則第8条第1項において「昭和60年私学共済改正法」という。）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。

(第11号から第13号まで省略)

(改正前国共済法による給付等)

第37条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給

される改正前国共済法による年金である給付及び他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)及び旧国共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)並びに施行日において平成24年国民年金等改正法附則第35条の規定により受給権を有するに至った者に対する同条に規定する退職共済年金等については、第3項及び第4項並びに附則第31条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律(附則第1条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(第2項から第4項まで省略)

(追加費用対象期間を有する者の特例等)

第41条 改正前国共済施行法その他の政令で定める法令の規定により国家公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間(以下この項及び附則第46条から第48条までにおいて「追加費用対象期間」という。)を有する者については、国共済組合員等期間(第2号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和60年国共済改正法附則第32条第1項又は第2項の規定の適用があった場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。)を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、国家公務員共済組合連合会が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

(第2項省略)

(改正前地共済法による給付等)

第61条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付及び他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)及び旧地共済法による年金である給付

(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。)並びに施行日において平成24年国民年金等改正法附則第40条の規定により受給権を有するに至った者に対する同条に規定する退職共済年金等については、第3項及び第4項並びに附則第55条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第1条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(第2項から第4項まで省略)

(追加費用対象期間を有する者の特例等)

第65条 改正前地共済施行法その他の政令で定める法令の規定により地方公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間(以下この項及び附則第72条から第74条までにおいて「追加費用対象期間」という。)を有する者については、地共済組合員等期間(第3号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和60年地共済改正法附則第35条第1項又は第2項の規定の適用があった場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。)を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、組合が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

(第2項省略)

(改正前私学共済法による給付)

第79条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付を含む。)及び旧私学共済法による年金である給付並びに施行日において私立学校教職員共済法第48条の2の規定によりその例によることとされる平成24年国民年金等改正法附則第35条の規定により受給権を有するに至った者に対する改正前私学共済法による年金で

ある給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律（附則第1条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。